

秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域

変更説明図
(南部01)



1:5000

条例区域※1

都市計画区域

内側：市街化区域

外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

地すべり防止区域

急傾斜地崩壊危険区域

土砂災害警戒区域※2

洪水浸水想定区域※3

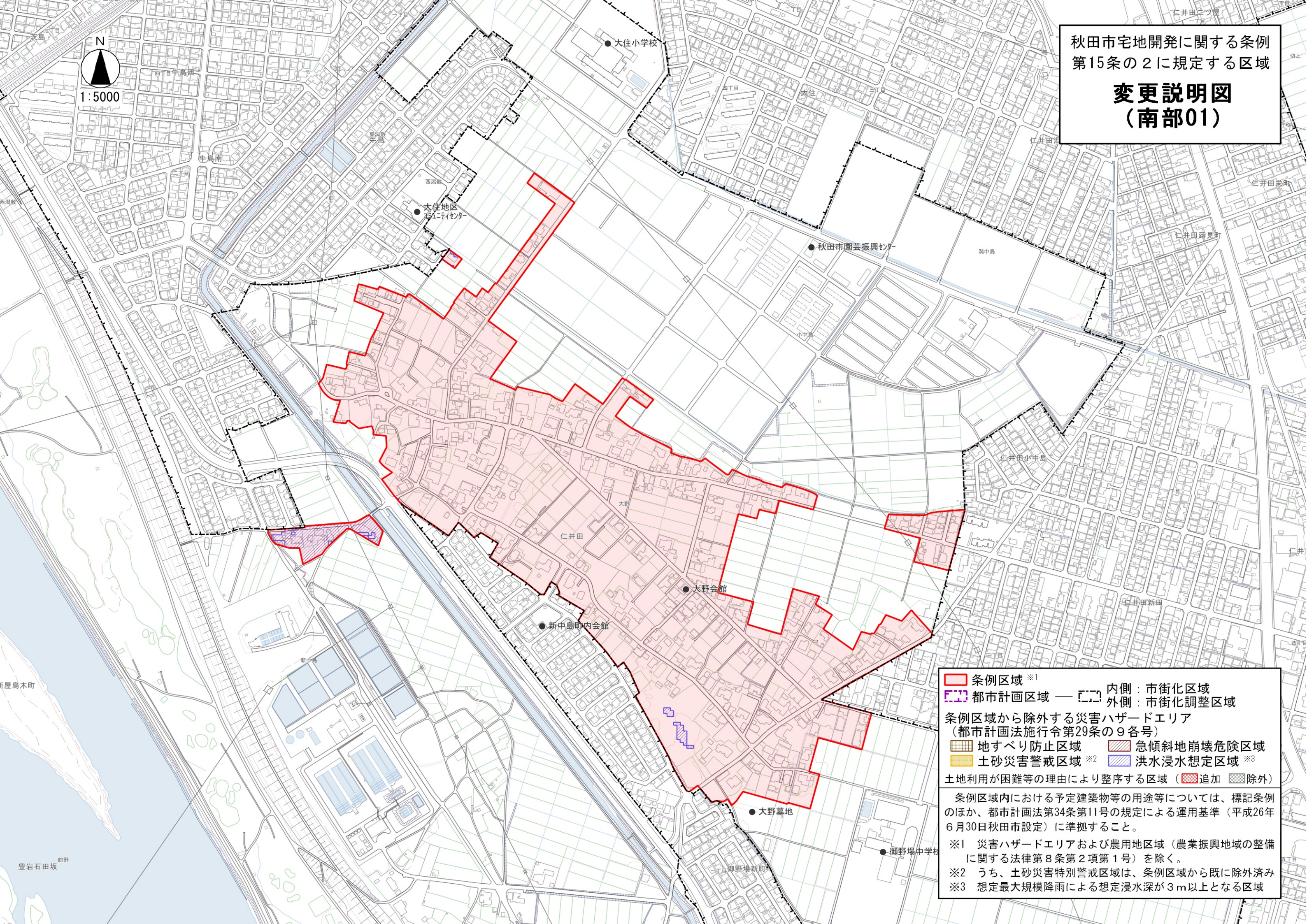
土地利用が困難等の理由により整序する区域（追加 除外）

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

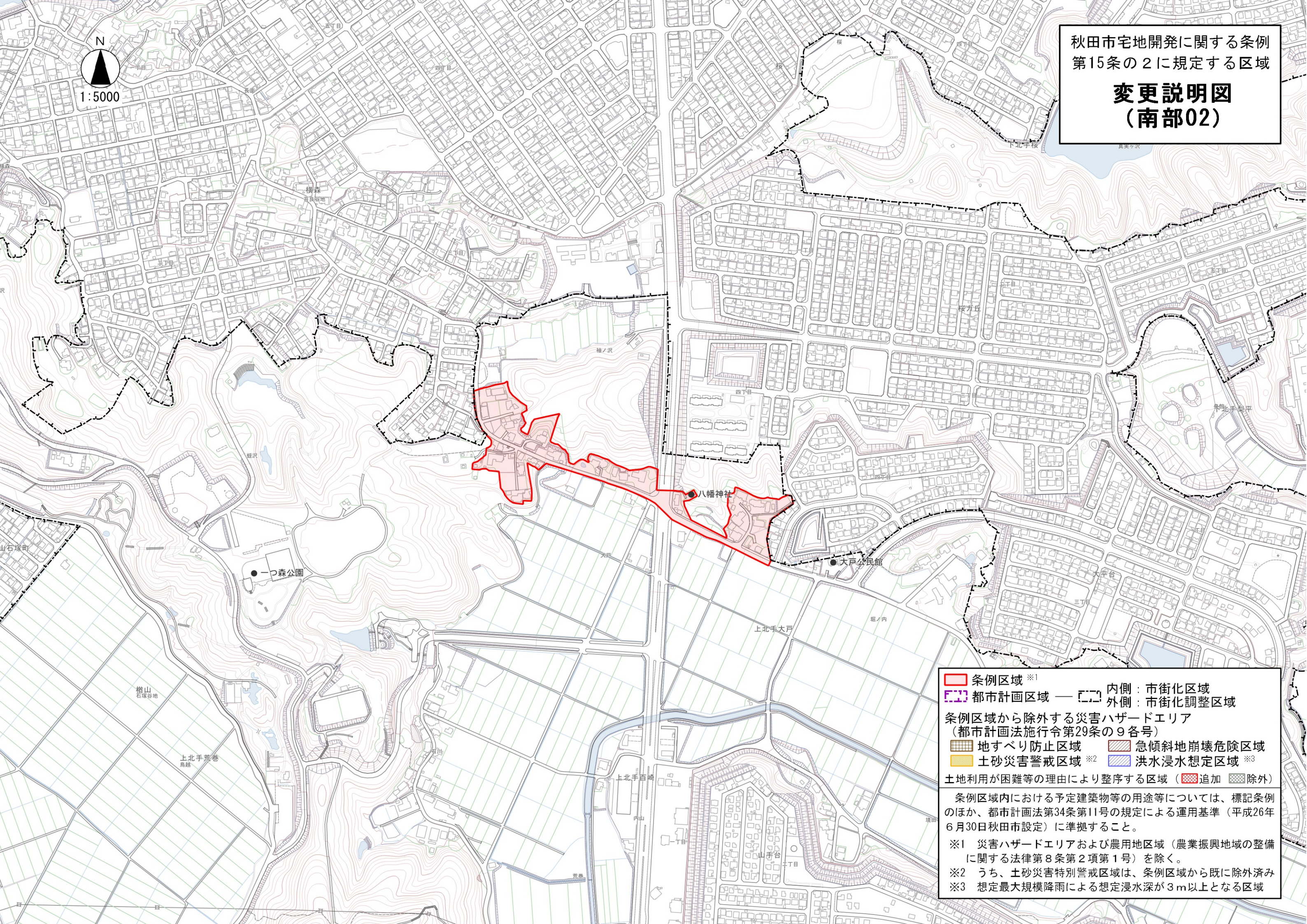
※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み

※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域





変更説明図 (南部02)



 条例区域 ※1

都市計画区域 — 内側：市街化区域
外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

 地すべり防止区域
  急傾斜地崩壊危険区域

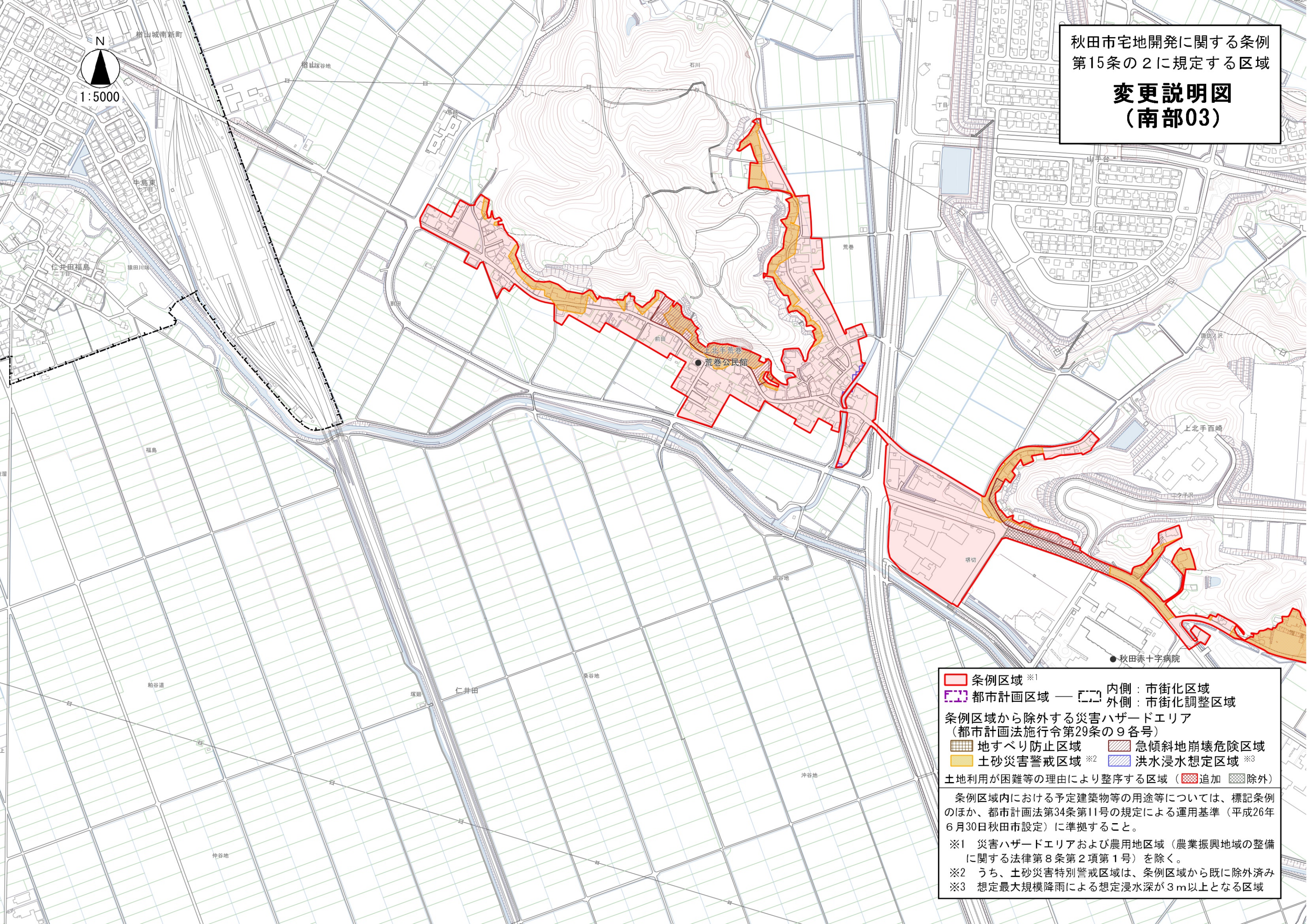
 土砂災害警戒区域 ※2
  洪水浸水想定区域 ※3

土地利用が困難等の理由により整序する区域（追加 除外）

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み
※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
**変更説明図
（南部03）**

条例区域※1

都市計画区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
（都市計画法施行令第29条の9各号）

地すべり防止区域

土砂災害警戒区域※2

急傾斜地崩壊危険区域

洪水浸水想定区域※3

土地利用が困難等の理由により整序する区域（追加 除外）

内側：市街化区域
外側：市街化調整区域

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み

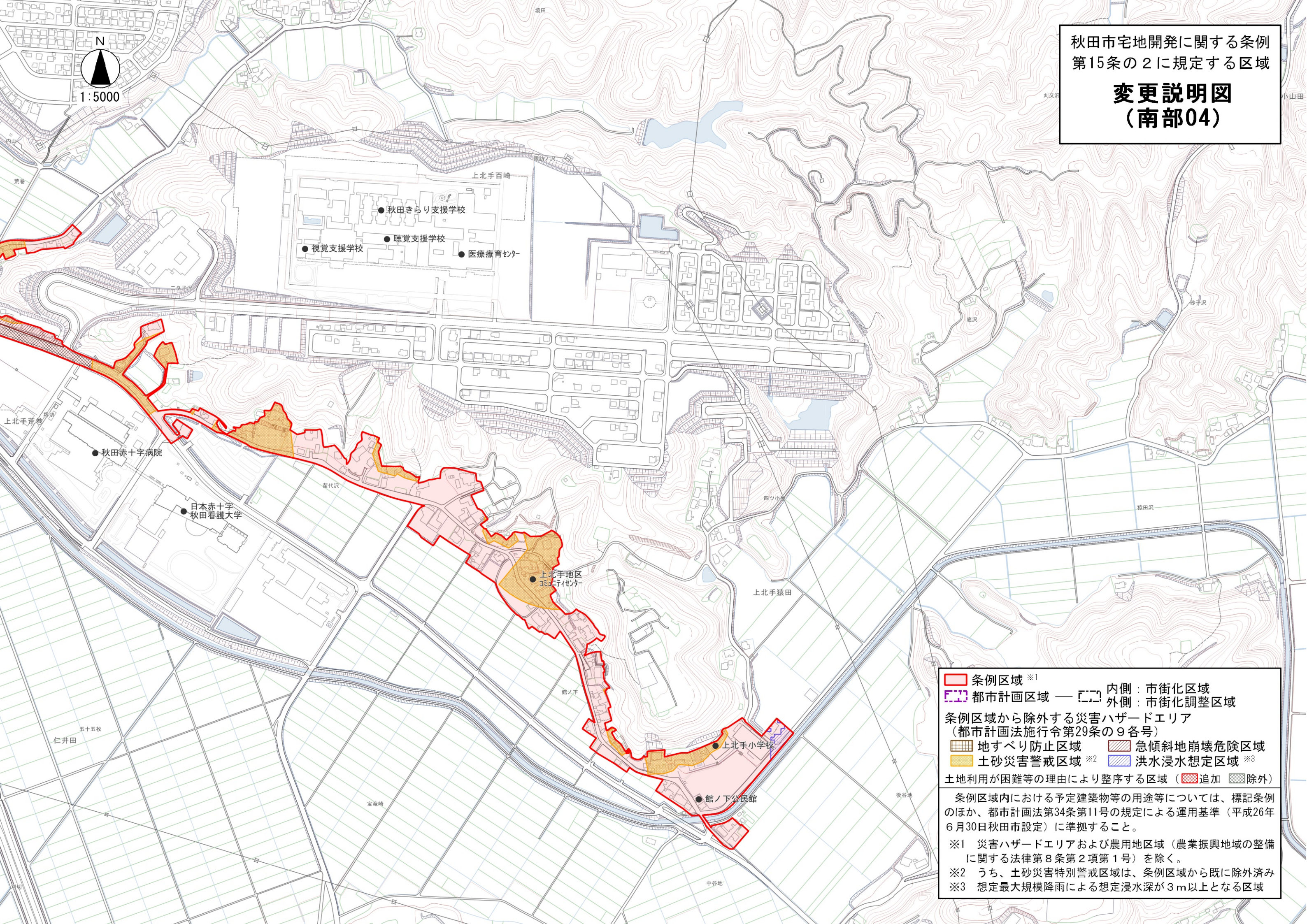
※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域

**変更説明図
(南部04)**

秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域

**変更説明図
(南部04)**



条例区域 ※1

都市計画区域 — 内側：市街化区域
外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
（都市計画法施行令第29条の9各号）

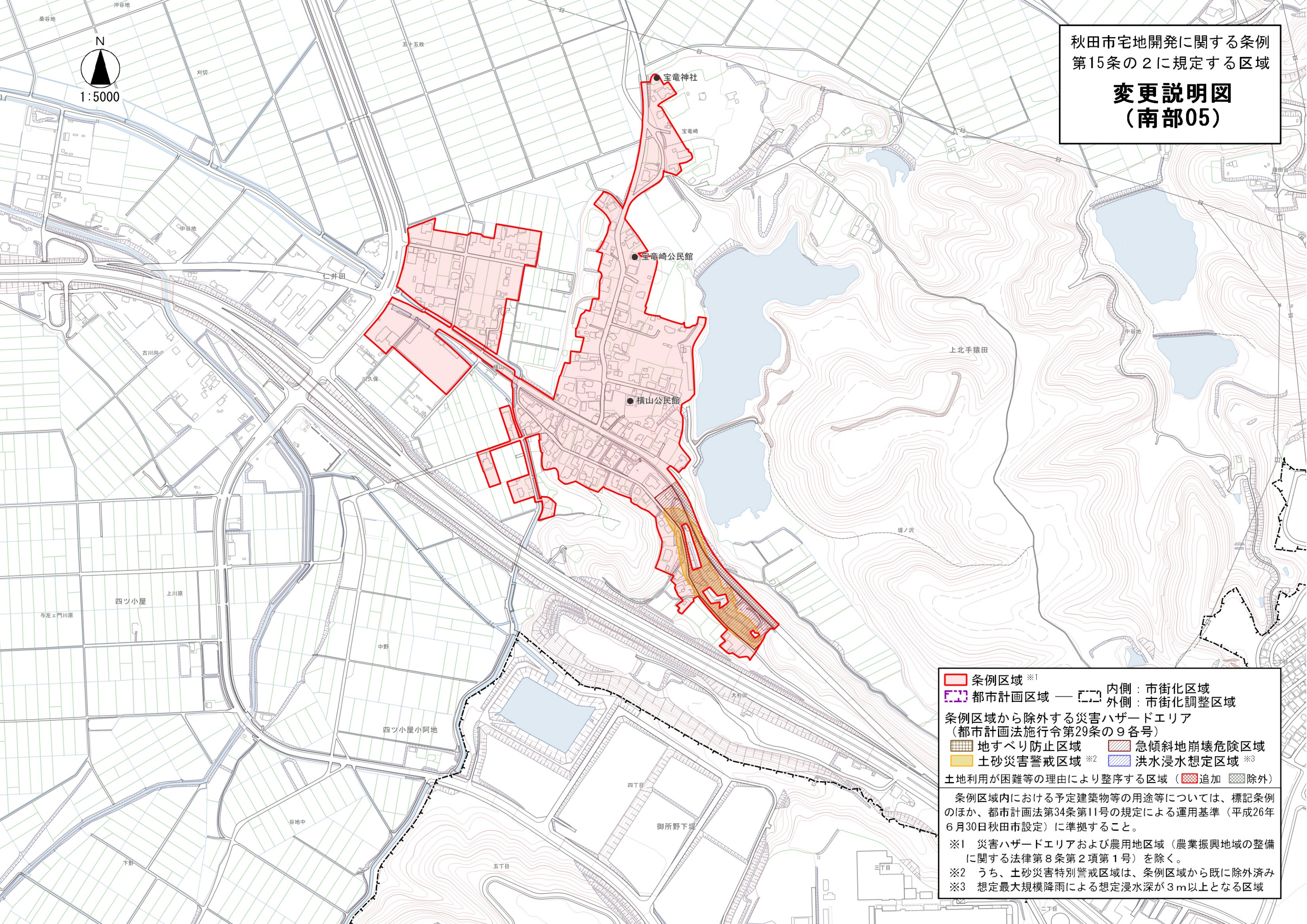
地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害警戒区域 ※2 洪水浸水想定区域 ※3

土地利用が困難等の理由により整序する区域（追加 除外）

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。
 ※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み
 ※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
**変更説明図
(南部05)**



条例区域 ※1

都市計画区域

内側：市街化区域

外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

地すべり防止区域

急傾斜地崩壊危険区域

土砂災害警戒区域 ※2

洪水浸水想定区域 ※3

土地利用が困難等の理由により整序する区域 (追加 除外)

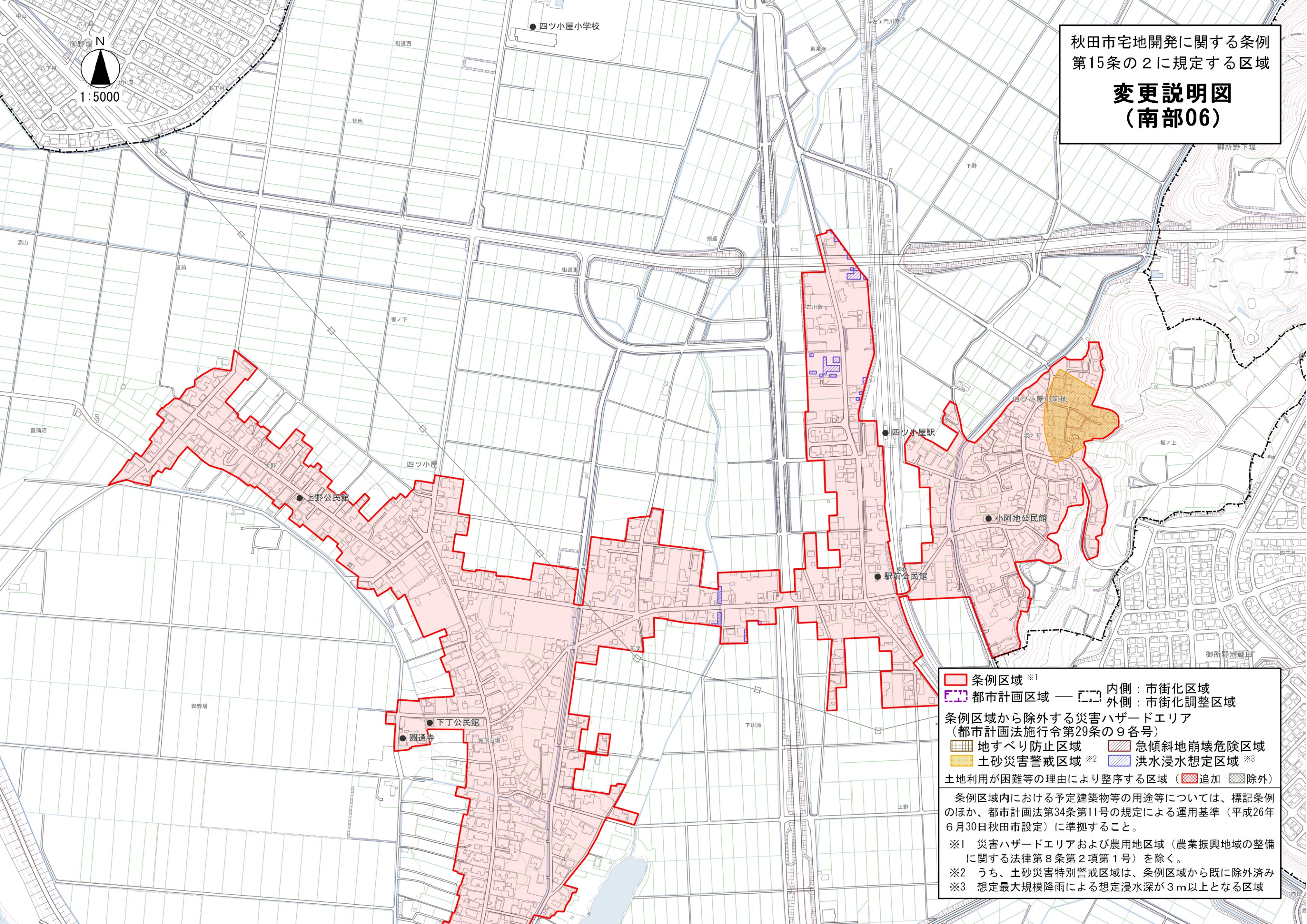
条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み

※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
変更説明図
(南部06)



条例区域 ※1

都市計画区域

内側：市街化区域
外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

地すべり防止区域

急傾斜地崩壊危険区域

土砂災害警戒区域 ※2

洪水浸水想定区域 ※3

土地利用が困難等の理由により整序する区域 (追加 除外)

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み

※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
**変更説明図
（南部07）**

N
1:5000

条例区域 ※1

都市計画区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
（都市計画法施行令第29条の9各号）

地すべり防止区域

土砂災害警戒区域 ※2

内側：市街化区域
外側：市街化調整区域

急傾斜地崩壊危険区域

洪水浸水想定区域 ※3

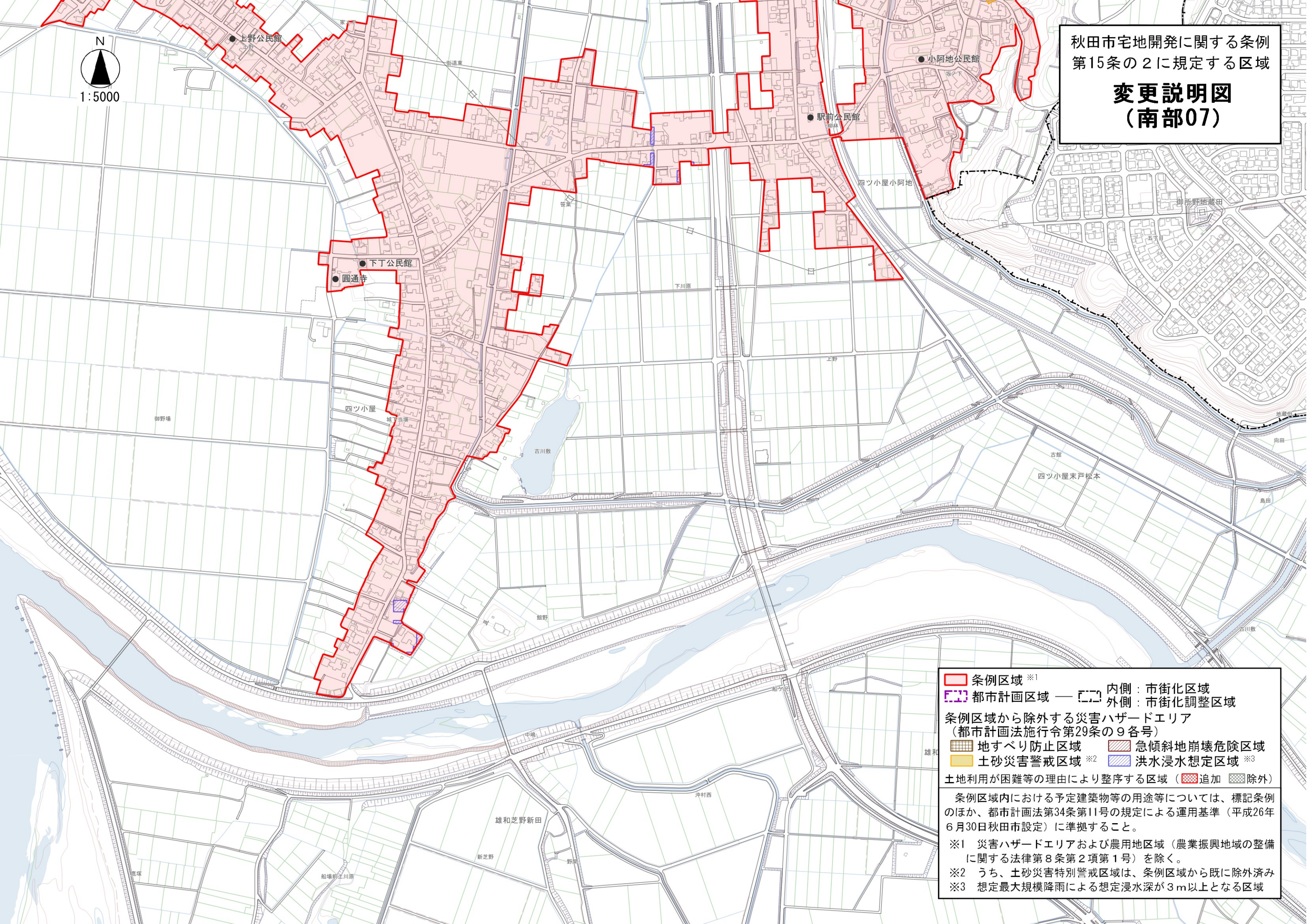
土地利用が困難等の理由により整序する区域（追加 除外）

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

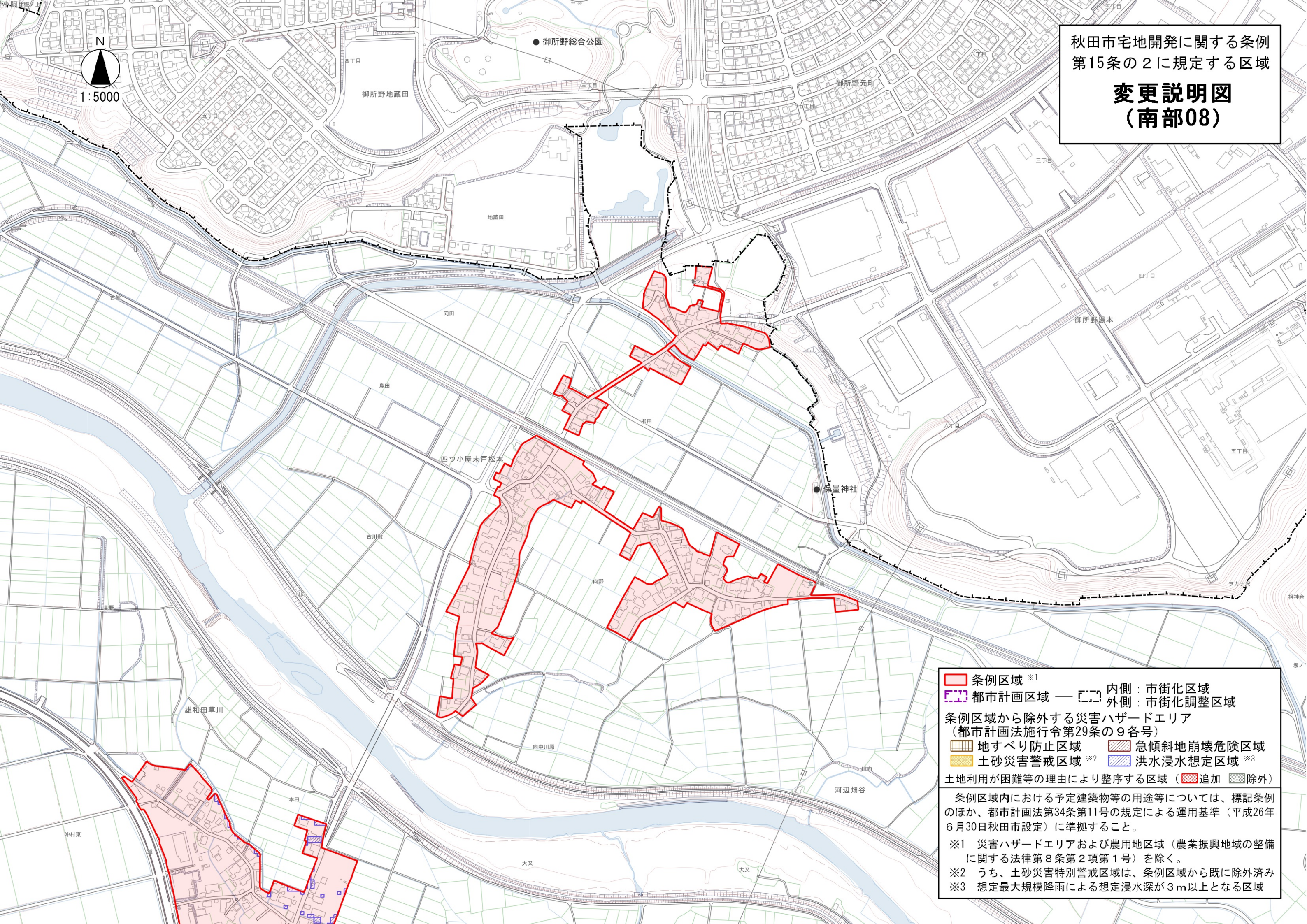
※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み

※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例
第15条の2に規定する区域
**変更説明図
(南部08)**



条例区域 ※1

都市計画区域

内側：市街化区域

外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア
(都市計画法施行令第29条の9各号)

地すべり防止区域

急傾斜地崩壊危険区域

土砂災害警戒区域 ※2

洪水浸水想定区域 ※3

土地利用が困難等の理由により整序する区域 (追加 除外)

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。

※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。

※2 うち、土砂災害特別警戒区域は、条例区域から既に除外済み

※3 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

雄和田草川

本田

沖村東

大又

大又

河辺畑谷

向中川原

向野

古川敷

四ツ小屋末戸松本

島田

向田

地藏田

御所野地藏田

●御所野総合公園

御所野元町

御所野湯本

祖神台

坂ノ